

〒540-0011
大阪市中央区農人橋1-1-22
大江ビル8F

近畿厚生局 指導監査課 殿

「（医科）施設基準届出書 在中」

注）上記の物を切り取ってご利用下さい。

★チェックリスト★

☐ 「届出書」を添付していますか。

※「届出書」…基本診療料：別添7、特掲診療料：別添2

「届出書」は、届出を行う施設基準ごとに添付が必要です。

☐ 「届出書」及び「添付書類」に記載漏れはありませんか。

☐ 「届出書」に開設者印を押印していますか。

☐ 施設基準通知や届出様式に記載されている必要な「添付書類」をすべて添付していますか。

※「届出書」及び「添付書類」は1通のみ提出して下さい。

副本の提出は今回は不要になりましたので、ご注意下さい。

施設基準に係る届出書については、従来、正副2通を提出することとされていましたが、今回の診療報酬改定で、1通のみを提出することに取り扱いが変更されました。

今後の施設基準に係る届出については、近畿厚生局に届出書を1通提出するとともに、保険医療機関・保険薬局において、提出した届出書の写しを適切に保管することとなりますので、ご注意ください。